

第15回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月27日(月) 午前9時00分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(10人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番 高橋 泰美
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 菅野邦彰局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第 35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第4 報告第 36号 農地法第18条の規定による報告について

日程第5 議案第 46号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第 47号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

議長 天候が続きまして、収穫作業の方もかなり中津川の方も進んでいますし、平野部も見ての通り、かなり進んできたのかなと思っておるところであります。長々と話をすると稲刈りが忙しいと言われると思うので、台風 16 号の週末の動向が気になりますので、話しはこのくらいにして、早速議事に入りたいと思いますので、本日もよろしくお願いいたします。それでは、ただいまより第 15 回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第 1 「会議録署名委員の指名について」運営内規第 8 条の規定により、2 番朝倉隆一郎委員、3 番舟山平次を指名致します。日程第 2 「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委員 全員異議なし。

議長 異議なしと認め、本日 1 日限りといたします。それでは日程第 3 報告第 3 5 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

菅野補佐 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたします。

1 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字田中 3828-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 5,304 m ²	
2 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小屋字屋敷前 242-2 はじめ 38 筆	
	地目地積	田 19 筆畑 19 筆で 26,890 m ²	
3 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字新山 1469-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 3 筆畑 1 筆で 10,908.08 m ²	

1 番から 3 番の案件は相続によるものであり、あっせん等の希望はありません。以上、報告致します。

議長 報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程第 4 報告第 3 6 号「農地法第 18 条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第 18 条の規定による報告について報告いたします。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字向原 3468	

	地目地積	田 1 筆で 603 m ²	
2 番	貸 付 人	〇〇〇	〇〇〇
	借 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	中字西天神 2501-1	
	地目地積	田 1 筆で 420 m ²	

以上、報告致します。

事務局 これも報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第 5 議案第 4 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明致します。

1 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	小白川字新屋敷 1714	
	地目地積	田 1 筆で 2,005.05 m ²	

申請地は、飯豊町役場から南に約 2.5 キロメートル、〇〇〇南側の位置にある農地でございます。詳細な場所については、位置図、案内図でご確認をお願い致します。申請地については概ね 10 ha の広がりのある集团的農地に存在する第 1 種農地に区分されます。続いて転用の概要について説明させていただきます。土地利用計画図も一緒にご覧ください。詳細は、申請者は製材業を営んでおりますが、国内産木材の需要増に対応していくため倉庫建設、乾燥施設を整備する計画でございます。施設の所要面積については併用地 94.87 m²を含め 2099.82 m²。その内訳倉庫 300.6 m²を 2 棟、乾燥室用地 90 m²を 1 棟、その他搬入路等で使用します。工事着手は、転用許可後からで、令和 4 年 3 月 31 日頃までに工事を完了する予定です。

補足説明を行います。事業費は土地取得費 200 万円、建築物 5,744 万円、工作物 4,706 万円を含めまして合計 1 億 6 50 万円となっております。資金計画につきましては借入金で賄う予定であり、融資証明書にて確認をしております。取水は行いません。汚水、生活雑排水については該当ございません。雨水は地下浸透となります。土地改良区との関係性ですが、土地改良未施行地であり白川土地改良区から意見書をいただいております。

続いて被害防除計画について説明いたします。盛土造成 0.5 m、法面保護は植生にて保護、近傍農地の日照等の影響与えないため、建物の高さを加減、農業用排水施設等に及ぼす影響がないよう対策を講じてまいります。以上の内容について、9 月 15 日に地元農業委員の〇〇〇と現場確認を行っております。関係者の委任状を添付し

ておりますのでご覧ください。許可の基準ですが、既存の施設の面積の2分の1を超えない施設の拡張の場合は許可できるとされており、今回のケースは、既存の製材所の面積4,230.95㎡でありましたので2分の1以内と判断させていただいております。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連して、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。○○○

○○○ 　　只今、事務局からありましたように、一緒に現地を見て参りました。また、○○○、○○○共、何度もお話をして頂きました。今回、○○○は代替わりをしまして、若い方が新しい事業を始めるということで、現在の工場内では建設が難しいということで、ちょうど向かいに○○○の田んぼがありまして、そこを譲っていただきたいという話がございます、双方、話をしまして、若い人が頑張るとということで、舟山新弥さんも快く協力をしたいということでありました。図面を出ているようにしっかりしたものがありますので、何ら問題ないと考えをしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第6議案第47号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 　　農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画について説明いたします。所有権移転2件、利用権設定1件となっております。

1番	賃貸人	○○○	○○○
	賃借人	○○○	○○○
	申請地	手ノ子字向原 3468	
	地目地積	田1筆で603㎡	
2番	賃貸人	○○○	○○○
	賃借人	○○○	○○○
	申請地	中宇西天神 2501-1	

	地目地積	田 1 筆で 420 m ²	
3 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	手ノ子字狐林二 597-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,161 m ²	

すべて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 　　所有権移転の 1 番の手ノ子向原の案件ですが、譲り受ける〇〇〇については、機械力、技術力、労働力、その他について、十分に申し分ない方だと思いますので、よろしくご審議お願いしたいと思います。金額につきましても、当場所については、例年、前回の売買を見ても、このような金額と見て、両方が合意しておりますので、よろしいと思います。また、3 番の案件ですが、〇〇〇、この方も退職されてから、花卉類の栽培、田んぼなど色々とやられて、かなり一生懸命やっておられる方なので、問題ないと思われしますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 　　他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 　　2 番の案件ですが、場所で言うと、バイパスと旧道のちょうど長井市との境で、三角の田で今までも借りていた人に断られて、近所の〇〇〇、この方はだいぶ現在、田んぼを増やしているとやる気十分なので、この方にやったようです。無償ということですが、地形的に言って、有償で買う人はいないところです。問題ないと思いますので、ご審議のほどお願い致します。

議 長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委 員 　　全員挙手

議 長 　　挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第 15 回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前9時10分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和3年9月27日

議 長 _____

署名委員 (2番) _____

署名委員 (3番) _____